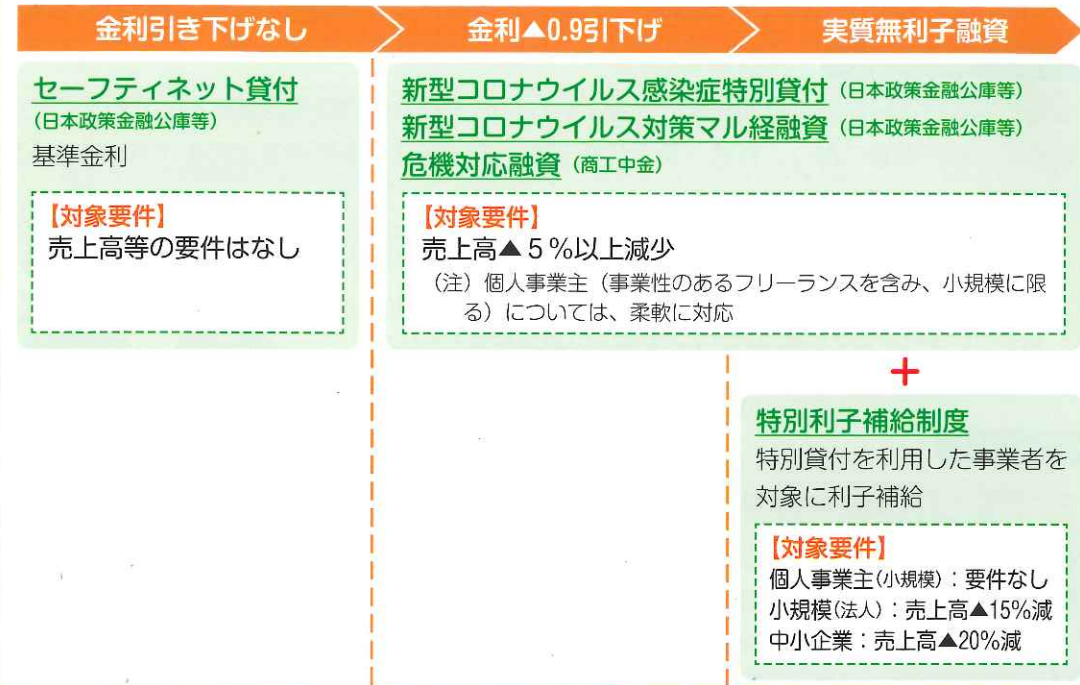


資金繰り支援

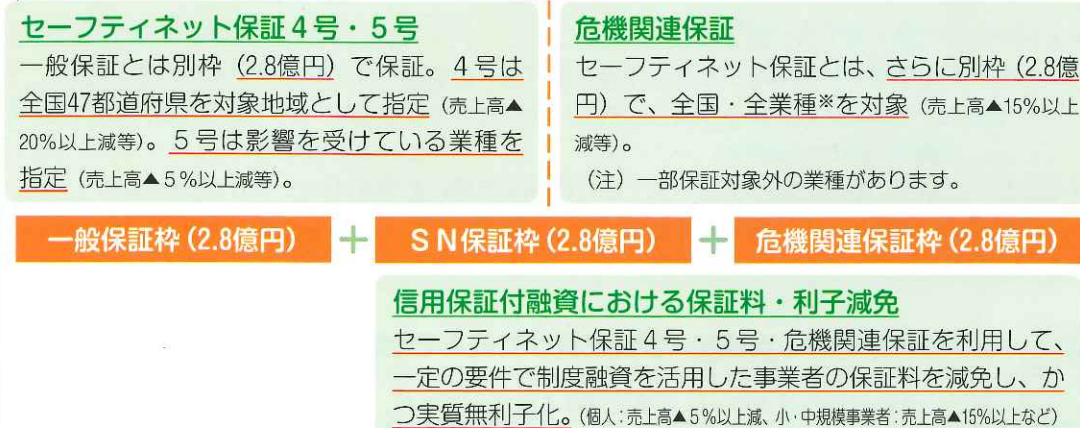
政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。



民間金融機関による信用保証付融資

(注) 保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。



(出典: 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」)(一部加工)

(注) 令和2年度第2次補正予算により、日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充、民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充などが講じられています。支援内容やお問合せ先等については、経済産業省「資金相談特設サイト」(https://www.meti.go.jp/covid-19/shikin_sodan.html)をご覧ください。

監修 新名貴則(公認会計士・税理士)

企画・制作 株式会社 清文社

ここがポイント!

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策 による 税制改正ガイド

付録 ● 主な給付金・助成金・資金繰り支援

事業者が知っておきたい
支援策のポイントがわかる!



目次

● 売上げ減少と支援策の関係図 (イメージ) 3

● 税制上の措置

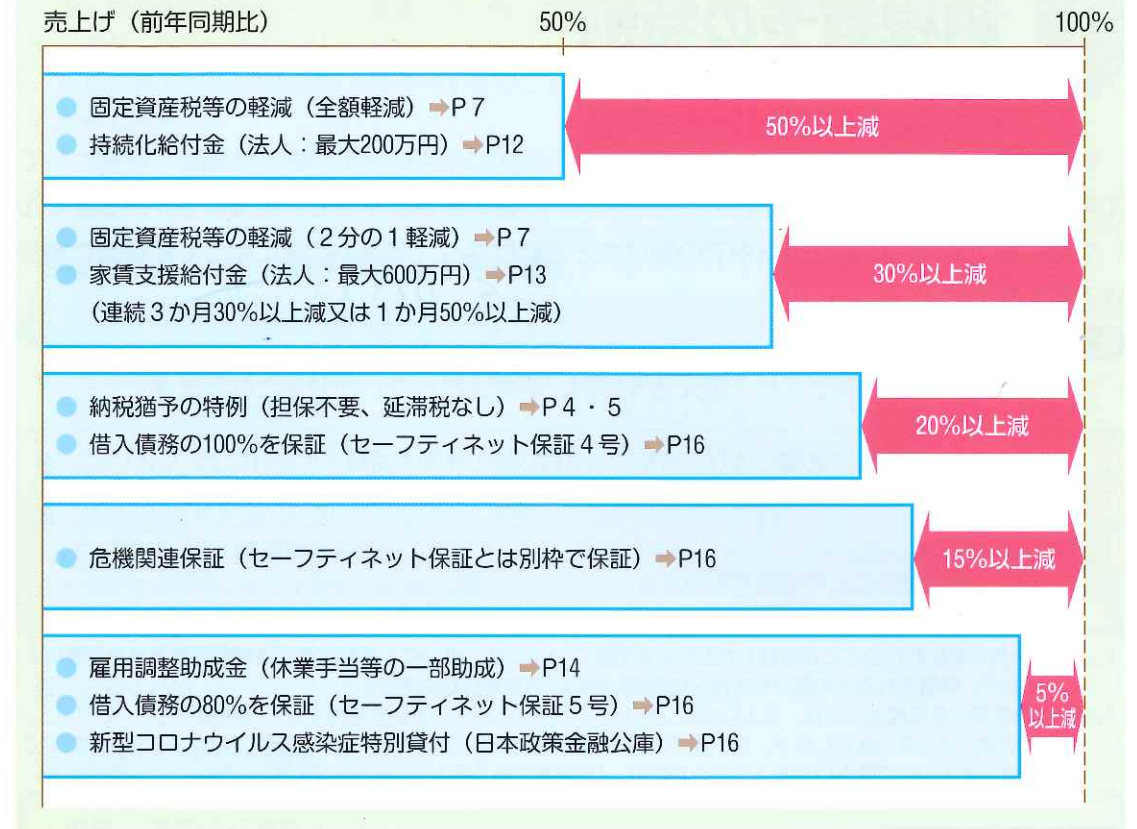
- 1 納税猶予の特例 4
- 2 欠損金の繰戻し還付 6
- 3 固定資産税等の軽減 7
- 4 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 8
- 5 住宅ローン控除の適用要件の弾力化 9
- 6 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例 10
- 7 その他 (寄附金控除、印紙税、自動車税等) 11

● 付録 主な給付金・助成金・資金繰り支援

- 持続化給付金 第2次補正予算で拡充 12
- 家賃支援給付金 第2次補正予算で創設 13
- 雇用調整助成金 第2次補正予算で拡充 14
- 小学校休業等対応助成金 第2次補正予算で拡充 15
- 資金繰り支援 第2次補正予算で拡充 16

(注) 本冊子の内容は、令和2年6月12日現在の情報に基づいています。手続に当たっては、各制度の相談窓口などで最新の情報をご確認ください。

売上げ減少と支援策の関係図 (イメージ)



お役立ちWebサイト (経済対策関係)

財務省 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

国税庁 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

総務省 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

J-Net 21 新型コロナウイルス関連 (都道府県別) ※ 地方自治体の支援策がまとめられています。
<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

1 納税猶予の特例

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、特例として1年間、国税の納付を猶予することができます。**担保の提供は不要で、延滞税もかかりません。**
 なお、猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

● 対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

①	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が 前年同期に比べて概ね20%以上減少 していること。
②	一時に納税を行うことが困難 であること。

（注1）「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応が行われます。

（注2）「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

● 対象となる国税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼ**すべての税目**（印紙で納めるもの等を除く）が対象となります。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

「遡って特例を利用する」とは？

例えば、未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。

● 申請手続等

令和2年6月30日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料（次ページの**参考1**参照）の提出が必要ですが、提出が難しい場合は口頭による説明も可能です。

（注）詳細については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm）をご覧ください。

参考1 収入や現預金の状況が分かる書類とは

収入や現預金の状況が分かる書類とは、例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況を説明することも可能です。

また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。

- ① 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
- ② 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

参考2 従来からの猶予制度と特例の比較

従来からの猶予制度	特例
<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予 ● 一時の納税ができないと認められる場合に適用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 向こう1か月の事業資金を考慮 ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要 提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用） ● 原則として、担保の提供が必要 ● 延滞税は軽減（年1.6%）（一定の場合は免除あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年2月1日以後における一定の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少*があった場合について1年間納税を猶予 <ul style="list-style-type: none"> * 前年同期比概ね20%以上の減 ● 一時の納税が困難と認められる場合に適用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応 ・ 左記柔軟な運用を継続 ● 担保は不要 ● 延滞税は免除

ここがポイント！

- 担保の提供は不要です。
- 延滞税はかかりません。
- **黒字であっても**、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。
- **白色申告の場合も**、収入減少などの要件を満たせば**特例の対象**になります。
- 収入が**20%減少していない場合**（特例の要件を満たさない場合）でも、他の猶予制度（上記**参考2**参照）を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞税がかかります）。
- 地方税についても、国税と同様の納税猶予の特例があります。
- 社会保険料についても、国税と同様の納付猶予の特例があります。



特例の要件を満たさない場合でも、従来からの猶予制度を受けられる場合があります

（注）詳しくは、国税庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」をご覧ください（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm）。また、猶予制度については、ご自身の住所（所在地）を管轄する「国税局猶予相談センター」に電話で相談することもできます。

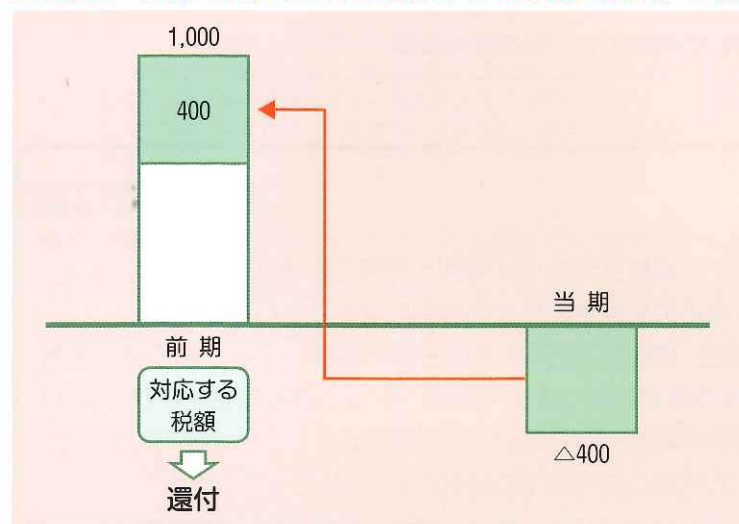
2 欠損金の繰戻し還付

青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

従来、中小企業（資本金1億円以下の法人）に認められていた青色欠損金の繰戻し還付について、特例により、いわゆる**中堅企業**（資本金1億円超10億円以下の法人）も適用できるとされました※。令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用されます。

※ 大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

■ 前期が1,000の所得（黒字）、当期が400の欠損（赤字）の例



参考 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度（従来からの制度）

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、「災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付」を受けられる場合があります。

災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6か月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

3 固定資産税等の軽減

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、**償却資産と事業用家屋**に係る固定資産税及び都市計画税の負担が軽減されます（令和3年度の課税分）。

具体的には、以下の要件を満たす中小事業者等※（原則として業種限定せず）が対象とされ、以下に掲げる割合が軽減されます。

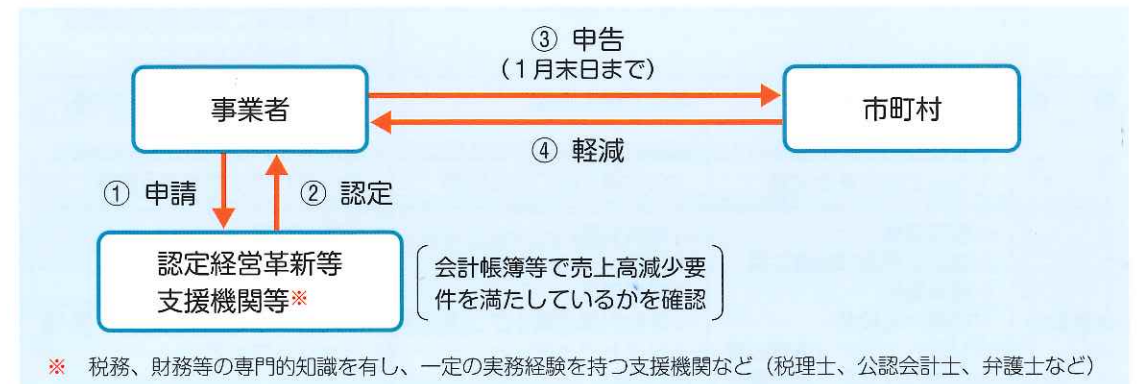
※ 中小事業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて

30%以上50%未満減少している者	2分の1軽減
50%以上減少している者	全額軽減

なお、この軽減措置は、令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等の認定**を受けて各市町村に申告した者に適用されます（虚偽記載をした場合の罰則あり）。

■ 軽減措置の流れ（イメージ）



※ 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

ここがポイント！

- 令和2年2月～10月までの**任意の連続する3か月間の売上高**について、前年の同期間と比較します。
- 認定経営革新等支援機関等**の認定を受ける必要があります。
- この措置は令和3年度の課税分に限定されています。

(注) 上記の軽減措置のほか、「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置（投資後3年間固定資産税免除の特例）」の拡充・延長も行われています。

4 テレワーク等のための 中小企業の設備投資税制

中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合、「中小企業経営強化税制」の適用を受けることができますようになりました。

● 中小企業経営強化税制とは

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内（平成29年4月1日から令和3年3月31日まで）に、中小企業等経営強化法の認定を受けた**経営力向上計画**に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却**又は取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の**税額控除**を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

● テレワーク等のための設備投資も対象に

以下の設備について、「中小企業経営強化税制」の適用を受けることができます。

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 ◆ 測定工具及び検査工具 ◆ 器具備品 ◆ 建物附属設備 ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 ◆ 工具 ◆ 器具備品 ◆ 建物附属設備 ◆ ソフトウェア

**テレワーク等のための
設備投資に係る新たな類型
が追加されました**

新たな類型（デジタル化設備）

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆ 機械装置
- ◆ 工具
- ◆ 器具備品
- ◆ 建物附属設備
- ◆ ソフトウェア

ここがポイント！

- 認定を受けた「経営力向上計画」に基づき一定の設備を新規取得等する必要があります。
- 税制ではありませんが、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主向けに**働き方改革推進支援助成金**の特例コースが時限的に設けられています。

5 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

● 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件の緩和

既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（**取得の日**から6か月以内）について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響などで遅れ入居が遅れた場合、以下の両方の要件を満たしていれば、入居期限が「**増改築等完了の日**から6か月以内」となります。

①	以下のいずれか遅い日までに増改築等の契約が行われていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅取得の日から5か月後まで ・ 特例法の施行日（令和2年4月30日）から2か月後まで（施行日前の契約も可）
②	取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。

● 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置の入居期限の緩和

住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、以下の両方の要件を満たした上で**令和3年12月31日までに入居**すれば、特例措置の対象となります。

①	次の期日までに契約が行われていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文住宅を新築する場合：令和2年9月末 ・ 分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合：令和2年11月末
②	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。

参考 控除期間13年間の特例措置について

住宅ローン控除は、返済期間10年以上の住宅ローンを利用して住宅の新築・取得又は増改築等をした場合、10年間、各年末の住宅ローン残高の1%を所得税額から控除する制度です。

ただし、消費税率引上げに係る住宅取得対策として特例があります。**消費税率10%**が適用される住宅の取得等をして、令和元年10月1日から**令和2年12月31日までの**間に居住の用に供した場合は、**控除期間が13年間**となり、さらに減税されます。具体的には、適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額は以下のいずれか小さい額となります。

- ① 借入金年末残高（上限4,000万円又は5,000万円）× 1%
- ② 建物購入価格（上限4,000万円又は5,000万円）× $\frac{2}{3}$ %

この特例の入居期限が緩和されました



消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

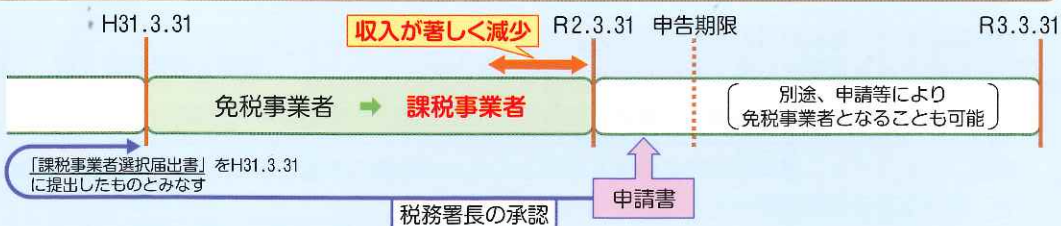
消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の①～③に該当するときは、税務署に申請し、承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となります。

- ① 令和2年4月30日以後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間のうち、1か月以上の任意の期間の収入が、前年同期比概ね50%以上減少した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はありません。翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。

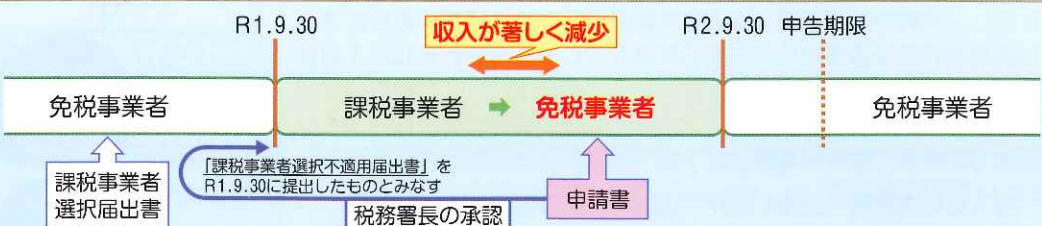
■ 免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1か月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



■ 課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1か月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

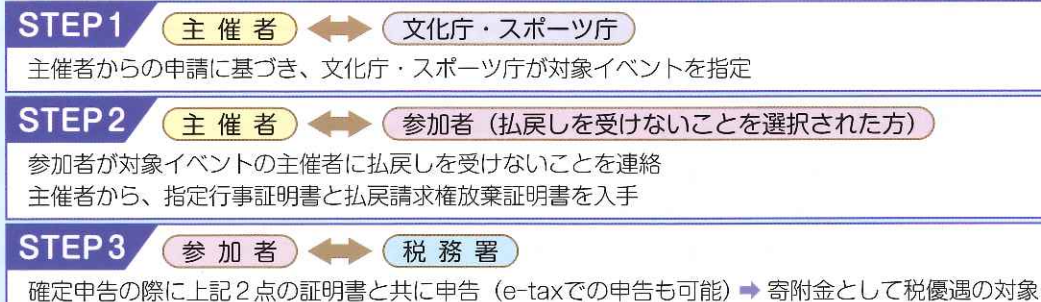
その他（寄附金控除、印紙税、自動車税等）

● 中止等イベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除

政府の自粛要請を受けて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、その放棄した金額が寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされます。

- (注1) 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものが対象です（そもそも払戻しが受けられないイベントは対象外）。
- (注2) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円が上限となります。その他の要件等については、従来の寄附金控除と同様です。

■ 寄附金控除の適用までの流れ



詳しくは、
文化庁・スポーツ庁の
ホームページを
ご覧ください

● 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書（令和3年1月31日までに作成されるもの）については、印紙税が非課税となります。

● 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6か月延長され、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

持続化給付金 経済産業省

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

● 給付額

法人は最大**200万円**

個人事業者は最大**100万円**

売上減少分の計算方法
 $\text{前年の総売上げ(事業収入)} - (\text{前年同月比} \triangle 50\% \text{以上} \times \text{上月の売上げ} \times 12 \text{か月})$
事業者が選択するひと月前

ただし、昨年1年間の売上げからの**減少分**が上限となります。

(注) 売上げとは、確定申告書類で事業収入として計上するものです。不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

【例】令和元年(平成31年)の総売上げが1,200万円、月別の売上げが下記の法人の場合

	1月	2月	3月
令和元年(平成31年)	100万円	100万円	150万円
令和2年	90万円	80万円	70万円
前年同月比	10%減	20%減	約53%減

1,200万円 - 840万円 (70万円 × 12か月) = 360万円 → 最大200万円の受給が可能

● 支給対象(主な要件) ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月のうち、ひと月の売上げが**前年同月比で50%以上減少**している事業者
- 令和元年(平成31年)以前から事業による事業収入(売上げ)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が**10億円未満**、又は、②左記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者

(注1) 令和元年(平成31年)に創業した方や売上げが一定期間に偏在している方などには特例があります。

(注2) 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

(注3) 令和2年度**第2次補正予算**により、令和2年1月から3月末までに創業した事業者で、いずれかの月の売上げが1月から3月までの平均より50%以上減少した事業者が給付対象に加えられました。また、フリーランスで収入を「雑所得」や「給与所得」として確定申告していた人も、業務の委託元が発行した支払調書などで、事業を行っていることを確認できれば対象となります。

● 持続化給付金の申請方法

- ① 申請は、「持続化給付金」事務局ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>) から
 - ② ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」が開設(完全事前予約制)
- (注) 開催場所や予約方法等は、経済産業省ホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>) よりご確認ください。

【お問合せ先】 持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

(IP電話専用回線) 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

家賃支援給付金 経済産業省

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、一定のテナント事業者に対して支給されます。令和2年度**第2次補正予算により創設**されました。

● 給付対象者

資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、令和2年5月~12月において以下のいずれかに該当する者が給付対象です。

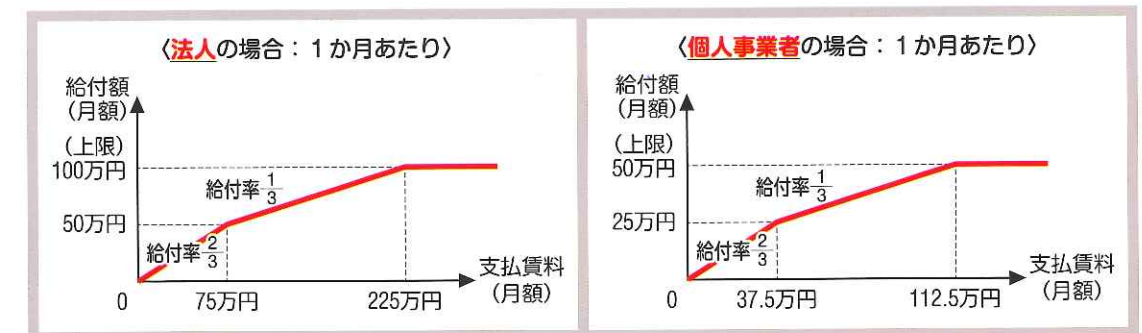
(注) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払う事業者に限ります。

- ① いずれか**1か月**の売上高が前年同月比で**50%以上減少**
- ② **連続する3か月**の売上高が前年同期比で**30%以上減少**

● 給付額

給付額は、申請時の直近の支払賃料(月額)に基づき算出される給付額(月額)の**6倍(6か月分)**です。法人で最大600万円、個人で最大300万円が給付されます。

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料 × $\frac{2}{3}$
	75万円超	50万円 + [支払賃料の75万円の超過分 × $\frac{1}{3}$] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料 × $\frac{2}{3}$
	37.5万円超	25万円 + [支払賃料の37.5万円の超過分 × $\frac{1}{3}$] ※ただし、50万円(月額)が上限



詳細な条件や申請方法等については、経済産業省ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連」(<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>)をご覧ください。

【お問合せ先】 家賃支援給付金コールセンター **0120-653-930**

受付時間 8:30~19:00 (平日・土日祝日)

雇用調整助成金 厚生労働省

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当費用を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症特例措置が講じられています。

● 支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は、以下の条件を満たす事業主が対象です。

①	新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
②	最近1か月間の売上高又は生産量などが前年同月比5%以上減少している
③	労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

● 助成額 (注) 1人1日あたり15,000円が上限

$$\text{助成額} = (\text{平均賃金額} * \times \text{休業手当等の支払率}) \times \text{助成率}$$

* 平均賃金額の算定について、一定規模以下の事業所は簡略化する特例措置あり

● 特例措置の拡大 (注) 赤字部分が令和2年度第2次補正予算による拡充箇所

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日～9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
生産指数要件: 3か月10%以上低下	生産指数要件を緩和: 1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
休業の助成率: 2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率: 4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合: 10/10(中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件: 1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件: 1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率: 2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額: 1,200円	教育訓練の助成率: 4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合 10/10 (中小) 3/4(大企業) 加算額: 2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件: 3か月以上1年以内	出向期間要件: 1か月以上 1年以内

(注) 休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、その労働者の申請により支援金(月33万円を上限に賃金の8割)を支給する制度も創設されています。

【お問合せ先】お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)
コールセンター **0120-60-3999** 受付時間 9:00~21:00(土日、祝日含む)

小学校休業等対応助成金 厚生労働省

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金です。

● 対象となる事業主

令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主が対象です。

①	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどにに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども
②	新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども



● 助成内容

$$\text{有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額} \times 10/10$$

具体的には、対象労働者1人につき、「対象労働者の日額換算賃金額* × 有給休暇の日数」で算出した合計額を支給します。

* 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(15,000円を上限とする(令和2年度第2次補正予算により引上げ)。令和2年3月31日までの休暇は8,330円が上限。)

● 必要書類

- 支給申請書(第1号①②、第2号、第3号)
- 対象労働者が休暇を取得したことが分かる書類(例:出勤簿、タイムカード、休暇簿など)
- 対象労働者の休暇について賃金が支払われていることが分かる書類(例:給与明細、賃金台帳など)(注)休業前の月及び休業期間中
- 助成金の振込先口座が分かる書類(例:銀行の通帳を開いた最初のページのコピーなど)
- 小学校などが休業したことが分かる書類(例:小学校などの学校便りや電子メール、学校HPのお知らせ欄)

【参考】小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向向け)

上記「小学校休業等対応助成金」は企業に対する助成金ですが、委託を受けて個人で仕事をする方向向けに、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金があります。小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対する制度です。

【お問合せ先】学校等休業助成金・支援金コールセンター **0120-60-3999**
受付時間 9:00~21:00(土日、祝日含む)